

大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、訪問看護事業者のサービス提供体制の強化を促進するため、大分県訪問看護提供体制強化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

訪問看護ステーション

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所（病院及び診療所を除く。）のうち、同法第41条第1項及び同法第53条第1項の規定に基づき指定を受けたものをいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとし、総事業費（補助対象経費の実支出額）から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と、補助基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等（別表2の必要書類）
- (4) 収支予算書（別紙3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象

経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- （6）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- （7）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- （8）その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- （2）補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行

うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙4)
- (2) 所要額精算書(別紙5)
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等(別表3の必要書類)
- (4) 収支精算書(別紙6)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金から適用する。

別表 1

区分	補助対象経費	基準額	補助率
① 新規雇用された看護職員の育成期間（採用から3ヶ月）に係る人件費	補助対象となる看護職員の3ヶ月間の給与費（給与、社会保険料）	1人あたり 930千円	1/2以内
② 上記①の看護職員に係る研修費	新規雇用された職員の育成期間（採用から3ヶ月）における研修等の参加に係る経費（負担金）	1人あたり 30千円	1/2以内

別表 2

添付書類
<p>① 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所要額算出の根拠となる書類（就業規則、給与規程の写しなど） ・新規雇用する看護職員の雇用証明書 <p>② 研修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用する職員の育成期間（採用から3ヶ月）に係る研修計画 ・所要額算出の根拠となる書類（募集要項等） <p style="text-align: right;">等</p>

別表 3

添付書類
<p>① 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細など人件費を証する書類 <p>② 研修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画に対する実績を記載した書類 ・領収書の写しなど支払を証する書類 <p style="text-align: right;">等</p>